

# えびの大規模氾濫等減災協議会 (仮称)

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」について
- 県管理河川を対象とした減災対策協議会について



# 水防災意識社会再構築ビジョン

---

# 平成27年9月 関東東北豪雨

- ①広範囲（常総市の約1/3）が長期間（約10日間）にわたり浸水
- ③多数の孤立者（約4,300人）の発生
- ⑤避難者の半数が市外へ避難

- ②堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失
- ④十分な水防活動が実施できなかった。

## 平成27年9月 関東・東北豪雨(鬼怒川)

### 鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市関連を抜粋)

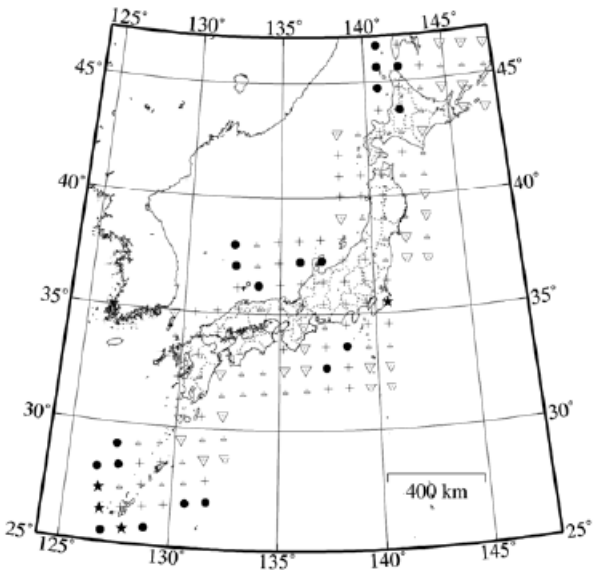


- 【対応すべき課題】**
- ①住民に対し、堤防の決壊により家屋の倒壊等のおそれがある区域（家屋倒壊危険区域）や浸水が長期に及ぶ区域からの立ち退き避難の促進。
  - ②広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生する中で、多数の立ち退き避難者に対応するために必要となる市町村を越えた広域避難。
  - ③水防団員の減少や高齢化が進行する中で、的確な水防活動。
  - ④水害リスクを踏まえた土地利用の誘導や抑制の促進。
  - ⑤施設能力を上回る洪水による大規模氾濫に対し、被害軽減を図るためのハード対策の実施。

# 気候変動に伴う豪雨災害リスクの増加

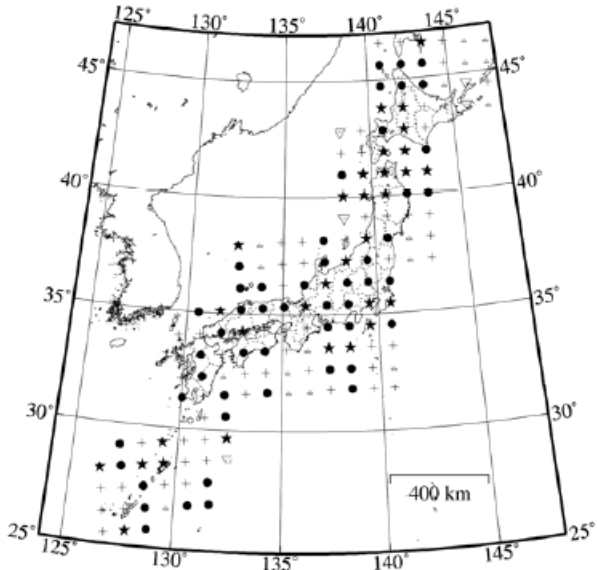
## 今後100年の確率最大日降水量予測

将来の確率最大日降水量は増加の傾向  
50年後で概ね1.1から1.2倍程度、100年後で概ね1.2から1.4倍程度の増加



変化率 ▽~-80%~-100% +:100~120% ●120~140% ★140%~

図 100年確率最大日降水量の変化 (50年後/現在)



変化率 ▽~-80%~-100% +:100~120% ●120~140% ★140%~

図 100年確率最大日降水量の変化 (100年後/現在)

出典: 土木学会論文集No.796 和田一範、村瀬勝彦、富澤洋介  
「地球温暖化に伴う降雨特性の変化と洪水・濁水リスクの評価に関する研究」

# 水害に対する防災意識の変化

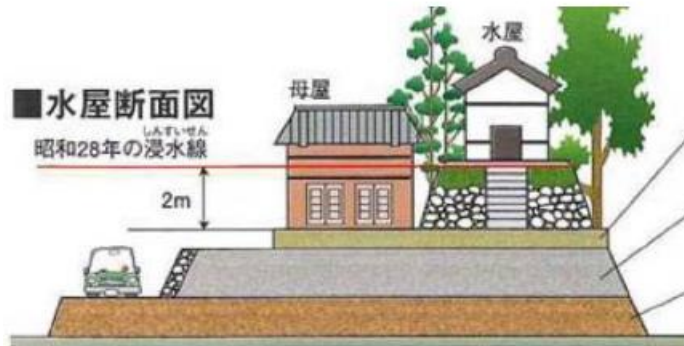
## ◆近代的河川改修の実施前

施設の能力が低く水害が日常化していた時代には、水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識が社会全体に根付いていた。

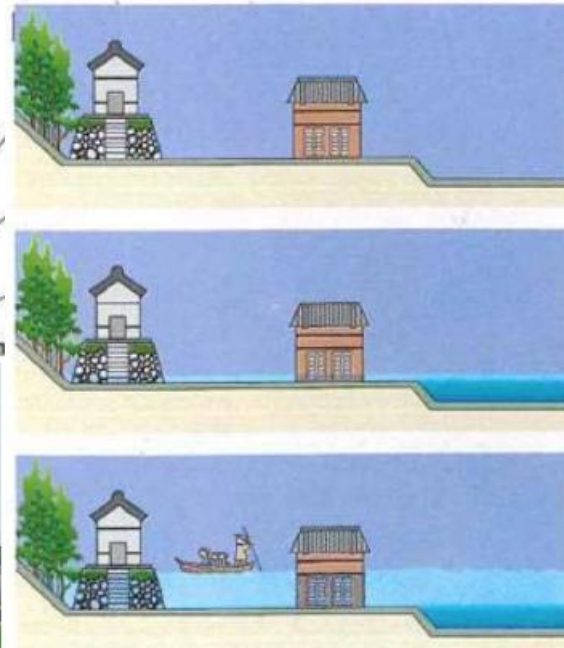
…(事例)筑後川沿川地域における「水屋」などによる住まい方の工夫

## ◆近代的河川改修の実施後

水害の発生頻度が減少したことに伴い、社会の意識は「水害は施設整備によって発生を防止するもの」へと変化。



宅地嵩上げの事例



### 洪水時の様子

- 1 水害の多い地域の住まいは、田畑より一段高いところにつくられていました。
- 2 しかし、それでも大きな洪水の時は、水につかってしまいます。
- 3 そこで、母屋から水屋に船で移動して、洪水がひくまで避難生活をしていました。

# 社会資本整備審議会（答申）平成27年12月

## 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について 答申（概要） ～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

＜諮問内容＞ 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、施設能力を上回る洪水時における氾濫による災害リスク及び被害軽減を考慮した治水対策は如何にあるべきか

### ○ 水害の特徴

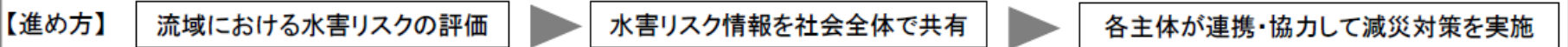
- 多くの住宅地を含む**広範囲が長期間にわたり浸水**
  - 堤防の決壊に伴い発生した氾濫流により、**堤防近傍の多くの家屋が倒壊・流失**
  - 避難勧告等の遅れ、多数の孤立者の発生**
  - 必ずしも十分な土のう積み等の水防活動が実施できなかった
  - 常総市内の避難場所への避難が困難となったことにより**避難者の半数以上が市外へ避難**
- 常総市の約1/3に相当する約40km<sup>2</sup>の区域が浸水
  - 鬼怒川下流域の救助者数は約4,300人
  - 鬼怒川下流域の浸水解消までに約10日間を要した
  - 常総市の避難者約1,800人の半数は市外に避難

### ○ 対応すべき課題



### ○ 対策の基本方針

**洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する**  
 行政や住民、企業等の各主体が、水害リスクに関する十分な知識と心構えを共有し、避難や水防等の危機管理に関する具体的な事前の計画や体制等が備えられているとともに、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、浸水面積や浸水継続時間等の減少等を図り、避難等のソフト対策を活かすための施設による対応が準備されている社会を目指す



- 【具体的には】
- ソフト対策について、行政目線のものから住民目線のものへと転換し、真に実践的なソフト対策の展開を図る
  - 「ソフト対策は必須の社会インフラ」との認識を高め、その計画的な整備・充実を図る
  - 水防活動について、「河川整備と水防は治水の両輪」との意識の下、河川管理者等の協力・支援を強化する
  - 従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための、「危機管理型ハード対策」を導入し、想定最大規模の洪水までを考慮した水害リスクの低減を図る河川整備へと転換を図る

# 水防災意識社会再構築ビジョン

## 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「**住民目線のソフト対策**」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「**危機管理型ハード対策**」を導入し、平成32年度を目途に実施。


### 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

**<危機管理型ハード対策>**

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう**堤防構造を工夫する対策の推進**  
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

**<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>**



法裏被災  
天然のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）

横断面  
H=3m  
アスファルト等による保護



**<住民目線のソフト対策>**

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- 住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- 不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進

- タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- 水位計やライブカメラの設置
- スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

### 家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

直轄河川において、河川管理者・県・市町村からなる協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

## 延岡河川国道事務所

○五ヶ瀬川水系浸水被害軽減対策協議会

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・延岡市

## 宮崎河川国道事務所

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川上流)

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・都城市

○水防災意識社会再構築協議会(大淀川下流)

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・宮崎市・国富町・綾町

○水防災意識社会再構築協議会(小丸川)

参加機関：国土交通省・気象台・宮崎県・高鍋町・木城町

## 川内川河川事務所

○川内川水防災意識社会再構築協議会

参加機関：国土交通省・気象台・鹿児島県・宮崎県・薩摩川内市・さつま町  
伊佐市・湧水町・えびの市



# 平成28年8月北海道・東北豪雨

## 平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

- 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。
- 北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

### 被害状況

#### 【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

#### 【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

### 北海道内における主な被害状況

石狩川水系:  
 ・22河川(台風第9、11号)  
 【浸水面積370ha 床上浸水1戸 床下浸水16戸】  
 ・2河川(台風第10号)  
 【浸水面積69ha 床上浸水5戸 床下浸水24戸】

石狩川水系空知川(南富良野市)堤防決壊  
 ・浸水面積約130ha、浸水家屋183戸

空知川上流(南富良野町)堤防決壊状況



赤字: 国管理河川  
 黒字: 道管理河川

### 札内川(帯広市)堤防決壊状況



常呂川水系 堤防決壊  
 ・浸水面積約118ha、床上・床下浸水12戸

十勝川水系札内川(帯広市)堤防決壊  
 ・浸水約50ha  
 十勝川水系芽室川 堤防決壊  
 ・家屋流出3戸、床上・床下浸水260戸、浸水約441ha

### 台風経路図

【台風7号経路】

【台風11号経路】

【台風9号経路】

【台風10号経路】



### 東北地方の県管理河川の主な被害状況

久慈川、川又川、長内川(久慈市)  
 ・越水等により、床上浸水850戸、床下浸水150戸の被害あり



H28. 8. 31撮影  
 浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)

小本川、清水川(岩泉町)  
 ・溢水・越水・決壊により浸水339ha、床上浸水723戸、床下浸水121戸



### 久慈市内 被害状況



### 小本川 被害状況



# 国土交通省通知 平成28年10月

国水河計第78号  
平成28年10月7日

各都道府県知事  
政令指定都市長 あて

国土交通省 水管理・国土保全局長

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

# 社会資本整備審議会（答申）平成29年1月

## 答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

### 対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応



### 「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

#### 水害リスク情報等の共有

- ・ 平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時においても避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・ 水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定の実提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・ 平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報を適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

#### 治水対策の重点化と効率的な実施

- ・ 輪中堤や宅地嵩上げなどの局所的な対応や、流域内の様々な洪水調節機能を最大限活用するなど既存ストックの有効活用を推進。
- ・ 迅速かつ確実な避難に資するハード対策についてもあわせて取り組むことが重要。そのため、関係者が連携し避難場所や避難路の整備を促進する取組や連続盛土や高台となっている自然地形等を活用し浸水被害の拡大を抑制することが重要。

#### 要配慮者利用施設における確実な避難

- ・ 施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・ 各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

#### 土地利用のあり方

- ・ 地域の水害リスク情報の提供を積極的に進めるとともに、各地域においてリスクの程度を熟知し、平常時の利便性等も考慮の上、施設の立地について十分に検討。

#### 関係機関相互の連携と地方公共団体への支援

- ・ 水害発生時の緊急対応、災害復旧、水防活動について、地方公共団体への支援体制の構築などが急務。
- ・ 安全・安心の社会の構築に向けては国と地方公共団体がそれぞれにおいて役割を果たすだけでなく、総力を結集してその対応にあたることが重要。

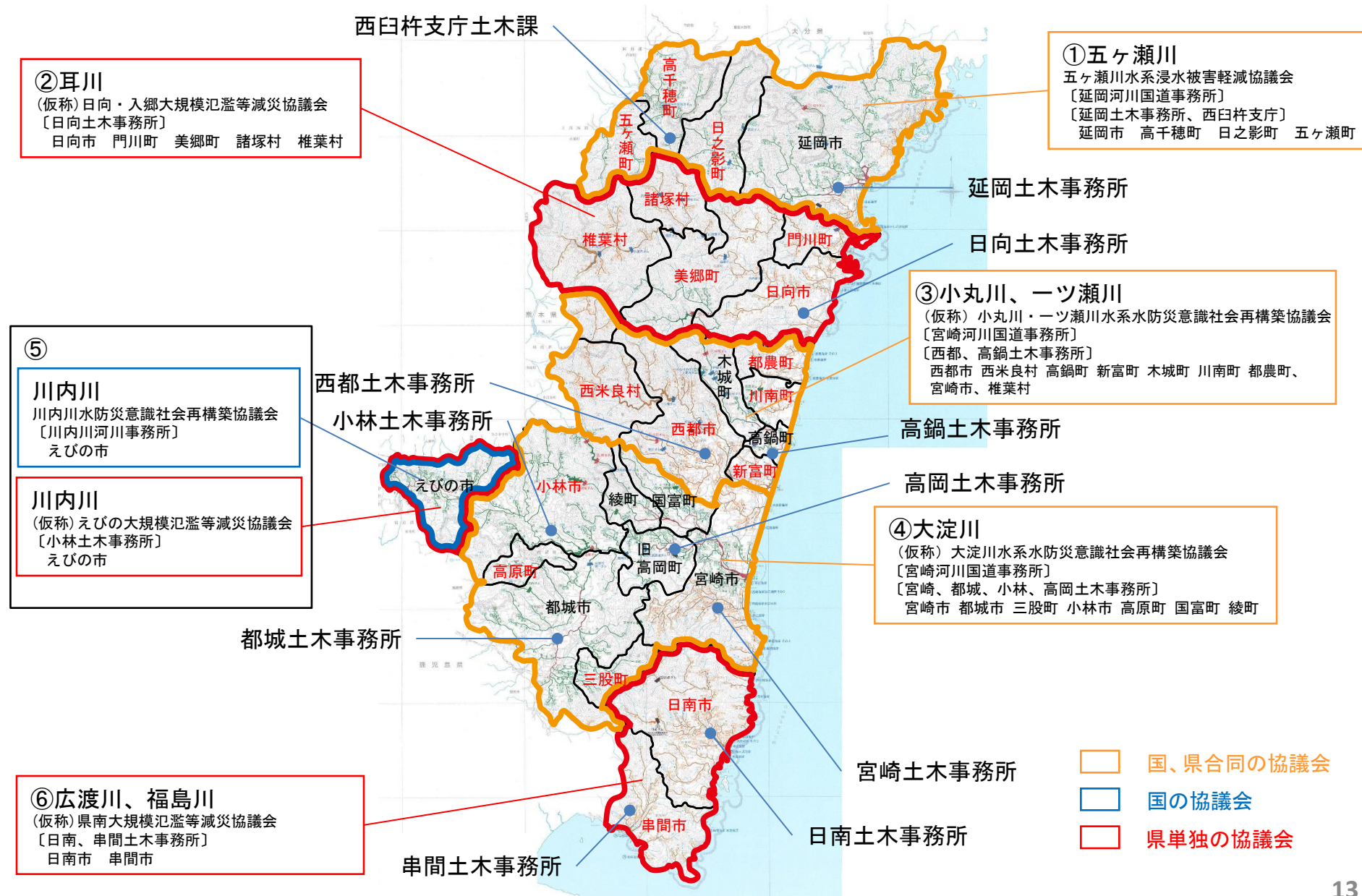
### 本答申における検討対象

・ 中小河川の中でも都市域においては、平成21年に「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

# 県管理河川を対象とした協議会

---

# 県管理河川を対象とした協議会の設置（案）



# えびの大規模氾濫等減災協議会規約（案）

## （名称）

第1条 本協議会は、えびの大規模氾濫等減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの豪雨による水害や土砂災害の甚大な被害に対処するため、えびの地区における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害や土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

## （協議会・幹事会の構成）第3条・第4条

	气象台	県危機管理課	県河川課	県砂防課	小林土木事務所	えびの市
協議会	台長	局長兼課長	課長	課長	所長	市長
幹事会	防災管理官	課長補佐	課長補佐	課長補佐	総務課長 河川砂防課長	基地・防災課長 建設課長 えびの消防署署長

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

## （会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

## （協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

## （事務局）

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 二 事務局は、宮崎県小林土木事務所とする。

# 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく えびの地域の減災に関する取り組み

---

えびの大規模氾濫等減災協議会（仮称）

# 地域の特徴

## えびの地域の特徴

えびの市の南部は、霧島錦江湾国立公園の最高峰である韓国岳をはじめ、甑岳、白鳥山などが“えびの高原”を囲むように連なり、その山すそは北側の市街地に向かって穏やかな傾斜台地をなしている。

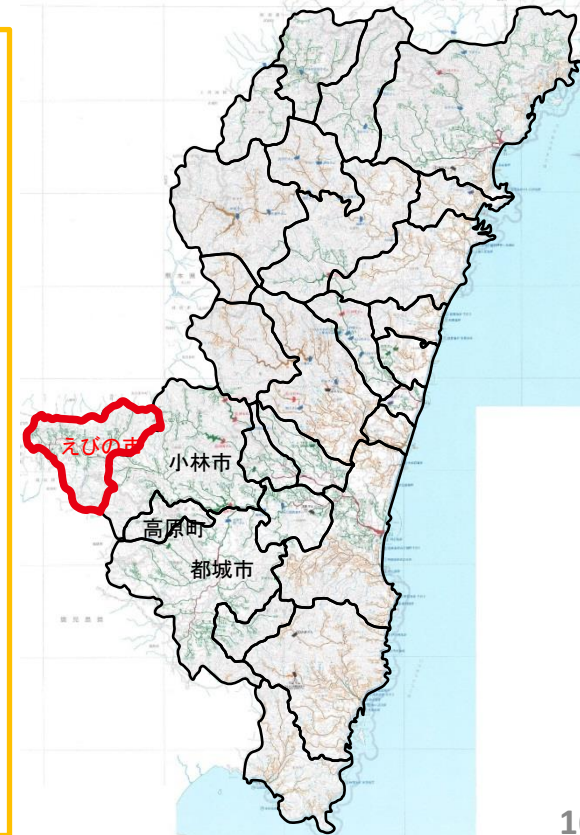
北部は、九州山地南端にあたる国見山、鉄山などが連なり、この両山系に囲まれた中央部は平坦地で、霧島連山に源を発する長江川、池島川と九州山地に源を発する川内川が合流してこの盆地中央を西流し、鹿児島県薩摩川内市に至っている。

また、えびの地区は、霧島火山群の北側に形成された盆地状の地形を呈しており、上昇気流などが生まれやすく局所的な豪雨が発生しやすい地勢下にあることから、梅雨前線や低気圧による集中豪雨で水害が多く発生しやすい状況にある。

## 代表的な災害

年月日	種別	地区名	災害の規模	被害額 (千円)	備考
平成9年 9月16日	台風19号	市内全域 及び京町 地区周辺	総雨量 白鳥:588mm 満谷:548mm 京町:335mm	2,182,365	全壊：2棟 2世帯 3人 一部破損：4棟 4世帯 7人 床上浸水：122棟 115世帯 330人 床下浸水：214棟 212世帯 466人
平成18年 7月18日 ～23日	平成18年 7月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	加久藤 総雨量 1,023mm 24時間雨量 502mm	1,690,689	半壊：94棟 77世帯 170人 一部破損：11棟 10世帯 25人 床上浸水：92棟 73世帯 161人 床下浸水：181棟 208世帯 374人
平成23年 6月15日 ～22日	平成23年 6月豪雨	市内全域 及び京町 地区周辺	梅雨前線に よる大雨	300,265	床上浸水：1棟 床下浸水：14棟

※えびの市地域防災計画より抜粋





# 現在実施している防災への取組

---

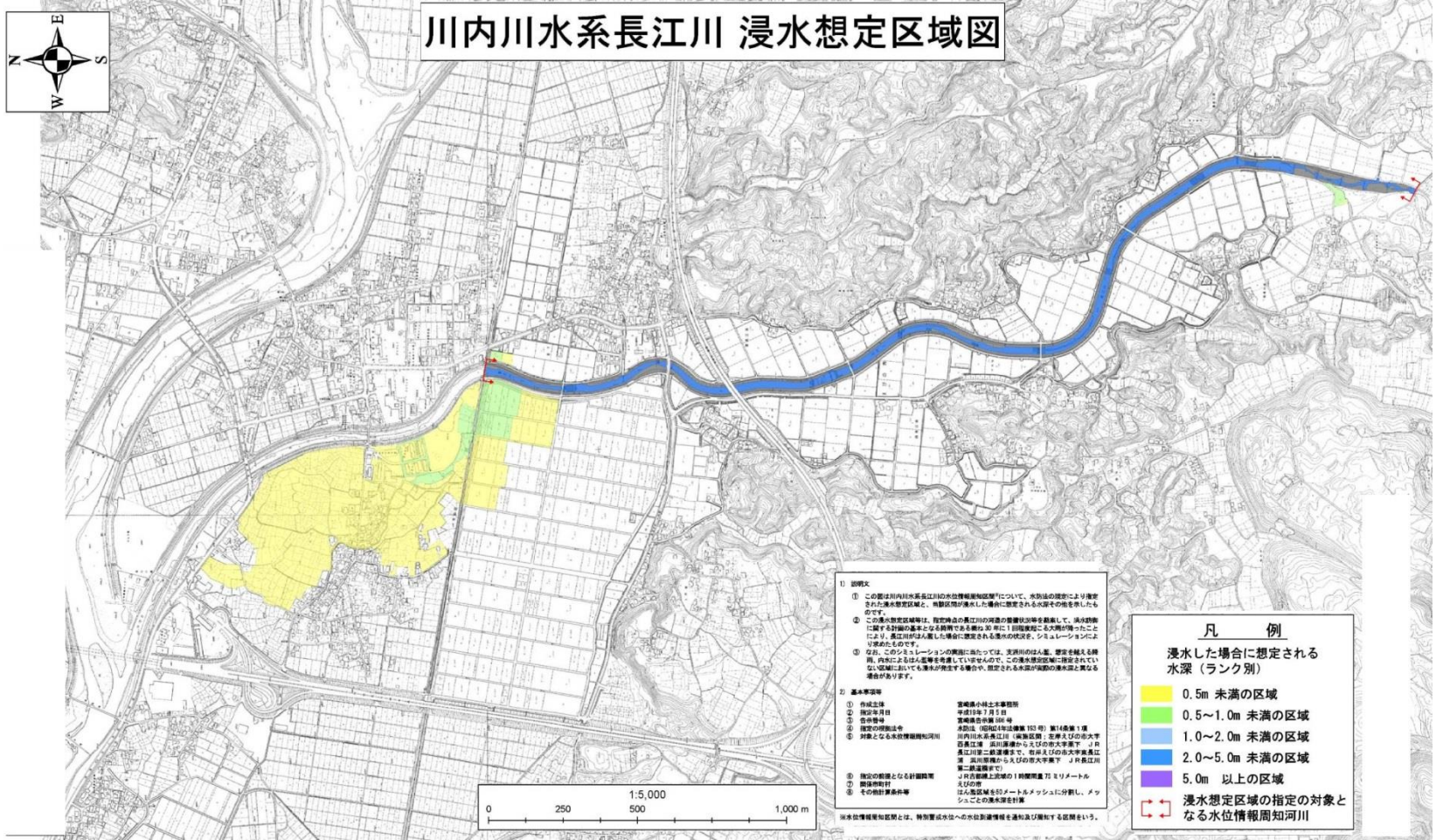
# 防災に関するこれまでの取組

## 計画規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の設定および区域図の公表

県において洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定している、洪水予報河川・水位周知河川について、河川の整備の基本となる降雨により洪水が発生し、堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域について、浸水想定区域に指定し、区域図を公表している。



川内川水系長江川 浸水想定区域図



1) 説明文  
 ① この図は川内川水系長江川の水位情報周知区域等について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、指定区域が浸水した場合に想定される水深その他の地を示したものである。  
 ② この浸水想定区域等は、指定区域の長江川の河川の整備状況等を勘案して、洪水発生に際する対策の基本となる降雨による洪水により河川が決壊した場合に想定される浸水想定区域として、長江川が浸水した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出している。  
 ③ なお、このシミュレーションの算出にあたっては、支那川のはん濘、堰を越える降雨、内河にばらばら溢れを考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する事があり、指定される水深が実際の浸水水深と異なる場合があります。

2) 基本事項等  
 ① 作成主体 宮崎県小浜土木事務所  
 ② 作成年月 平成27年7月1日  
 ③ 関係法令 国土交通省令第46号  
 ④ 対象となる水位情報周知河川 川内川水系長江川（流域区域：若狭みぎのひの宮長江川、宮川原からえびの宮大平下、J府長江川上流部まで、若狭みぎのひの宮長江川、宮川原からえびの宮大平下、J府長江川上流部まで）  
 ⑤ 指定の範囲となる詳細区分 J府長江川上流部の1時間雨量75ミリメートル以上の河川  
 ⑥ 図の設計基準等 はん濘区域を5メートルメッシュに分割し、メッシュごとの浸水深度を計算

※水位情報周知区域とは、特設警戒水位への水位変動情報を通知及び届知する区域をいう。

凡 例

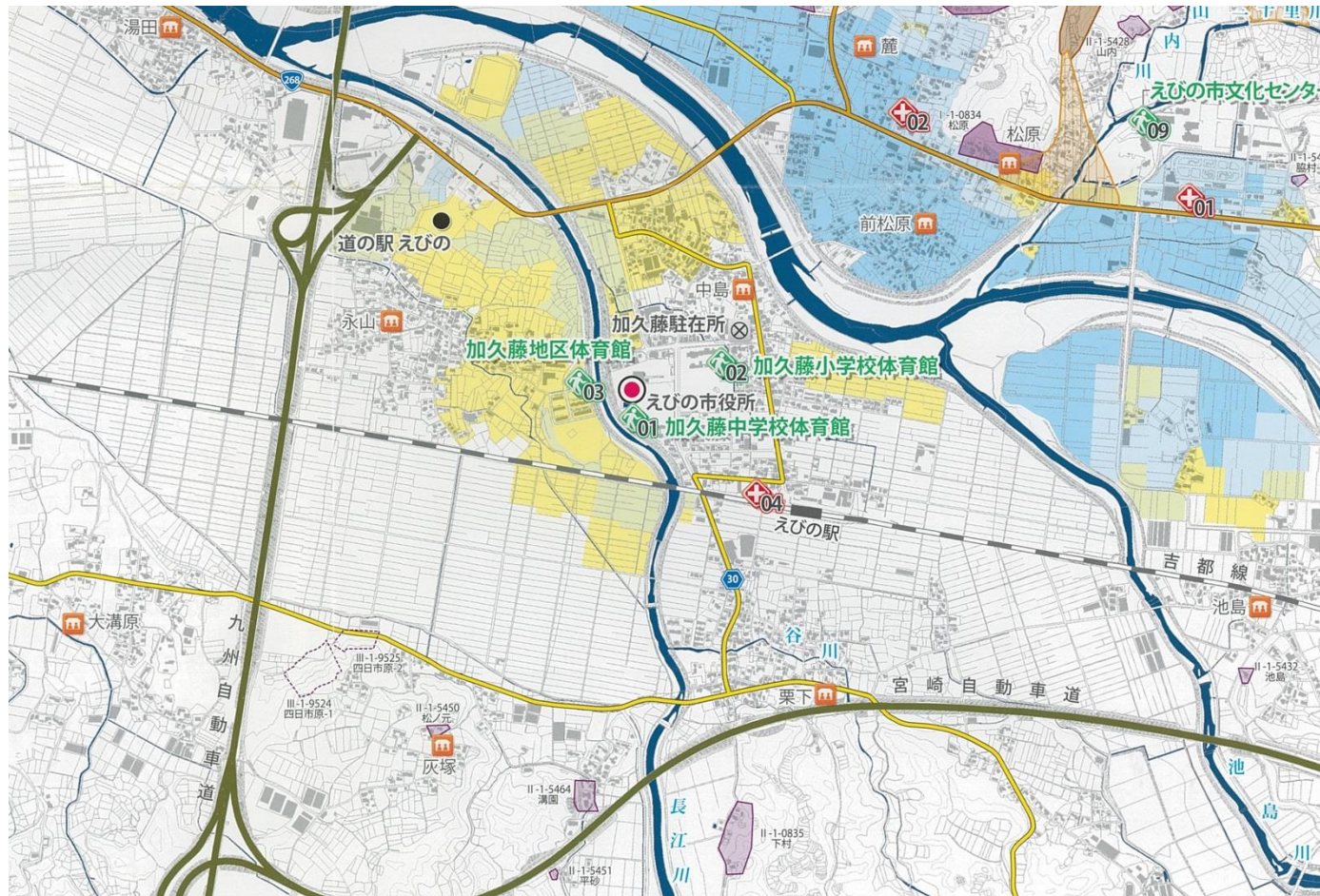
浸水した場合に想定される水深（ランク別）

Yellow	0.5m 未満の区域
Green	0.5～1.0m 未満の区域
Light Blue	1.0～2.0m 未満の区域
Dark Blue	2.0～5.0m 未満の区域
Purple	5.0m 以上の区域
Red dashed box	浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知河川

# 防災に関するこれまでの取組

## ハザードマップの公表・配布

市町村において、県が公表した浸水想定区域や、過去の浸水した範囲とその程度および各地区の指定緊急避難場所を示した地図を公表、配布している。



# 防災に関するこれまでの取組

## インターネットによる防災情報の公表

インターネットにて、県が設置している雨量計・水位計・河川カメラの観測情報や、土砂災害の発生危険度をリアルタイムで公表している。

○アドレスとして次のURLを入力するとトップページが表示されます。

URL: <http://kasen.pref.miyazaki.jp/index.html>

○バーコード読み取り機能を使用する場合は下記のQRコードを読み取ってください。



○宮崎県庁のホームページにもリンクがあります。

河川水位情報

# 防災に関するこれまでの取組

## 宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量・水位等の情報は携帯サイトでご覧いただけます。



平成28年4月16日に熊本県熊本地方で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった高千穂町、姶野町、惟愛町等は、大雨注意報・大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しています。対象地域では、通常よりも少ない雨量で発表されるようになります。今後の雨の降り方にご注意ください。また、現在の発表状況は、下記の『気象警報注意報リンク(気象庁ホームページ)』等でご確認できます。

雨量観測情報：画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測所の位置を示す。雨量の強さに応じて色替え表示し、雨量データを一覧表示します。

水位状況図

水位観測情報：画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測所の位置を示す。最新の水位データを一覧表示します。

水位状況図(小林土木事務所) 2015年11月26日10時40分 現在

局名表示

●本システムのデータは、ここで提供されています。そのため、観測データは、Internet Explorer、Javaスクリプト

凡例

- 水防基準点水位
- はん濫危険水位超過
- 避難判断所水位超過
- はん濫注意水位超過
- 水防団待機水位超過
- 通常
- 欠測
- その他の水位
- 観測中
- 欠測
- 水位状態
- ↑ 上昇中
- ▲ 変化なし
- ↓ 下降中

### 水位グラフ(全県)

自動更新 2015年11月26日 11:00 時 表示 表示期間: 01 日

観測局情報			
雨量局	観測所名	えびの	所在地
水位局	観測所名	柳本橋	河川名
	所在地	えびの市 西長江浦	管理者名
			小林土木

時間雨量(mm) 累加雨量(mm)

水位(m)

凡例

- 時間雨量[mm]
- 累加雨量[mm]
- 時間雨量注意値 (30mm)
- 時間雨量警戒値 (60mm)
- 累加雨量注意値 (--- mm)
- 累加雨量警戒値 (--- mm)
- 水位グラフ[m]
- 水位[m]
- はん濫危険水位(3.40m)
- 避難判断所水位(2.80m)
- はん濫注意水位(2.30m)
- 水防団待機水位(1.50m)
- 零点標高(m)

水位が水防団待機水位を超えた!

観測データ(11/25 12:00-11/26 11:00)

月/日	11/25												11/26											
時/分	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	01:00	02:00	03:00	04:00	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	10:30
時間雨量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
累加雨量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水位	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.20	0.20	0.20

データ表示 朝日標準表示

# 防災に関するこれまでの取組

## 宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量・水位等の情報は携帯サイトでご覧いただけます。



平成28年4月16日に熊本県熊本地方で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった高千穂町、安宿町、惟任町等は、大雨注意報・大雨警報(土砂災害)・土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用しています。対象地域では、通常よりも少ない雨量で発表されるようになります。今後の雨の降り方にご注意ください。また、現在の発表状況は、下記の『気象警報注意報』リンク(気象庁ホームページ)等でご確認できます。

雨量観測情報：画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

<p>地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、雨量の強さに応じて色替え表示します。</p>	<p>最新の雨量データを一覧表示します。</p>	<p>一定期間の雨量データを一覧表示します。</p>
--	--------------------------	----------------------------

水位観測情報：画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

<p>地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、水位の危険度に応じて色替え表示します。</p>	<p>最新の水位データを一覧表示します。</p>	<p>一定期間の水位データを一覧表示します。</p>
---	--------------------------	----------------------------

監視カメラ	ダム情報	洪水予報	砂防情報
静止画像	ダム設置	洪水予報発表情報	土砂災害危険箇所情報 NEW
Help	ご利用の注意	Link	気象警報注意報

●本システムのデータは宮崎県...  
 ●本システムで...  
 ●Internet Explorer 9.5以上...  
 ●JavaScriptを使用しておりますので...

静止画像



長江川・柳ヶ本橋

監視カメラ設置図(全県)  
 ・マークをクリックすると監視画像が表示されます。

県管理... 国土交通省提供画像一覧 >>

カメラ種別  
  
 河川  
 海岸・河口  
 砂防

下の地図をクリックすると表示地域を選択することができます。

全県

河川の状況がリアルタイムに確認できます。

# 防災に関するこれまでの取組

## 宮崎県の雨量・河川水位観測情報

雨量・水位等の情報は携帯サイトでご覧いただけます。  
【http://kasen.pref.miyazaki.jp/mobile/】



雨量観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、雨量の強さに応じて色替え表示します。

最新の雨量データを一覧表示します。

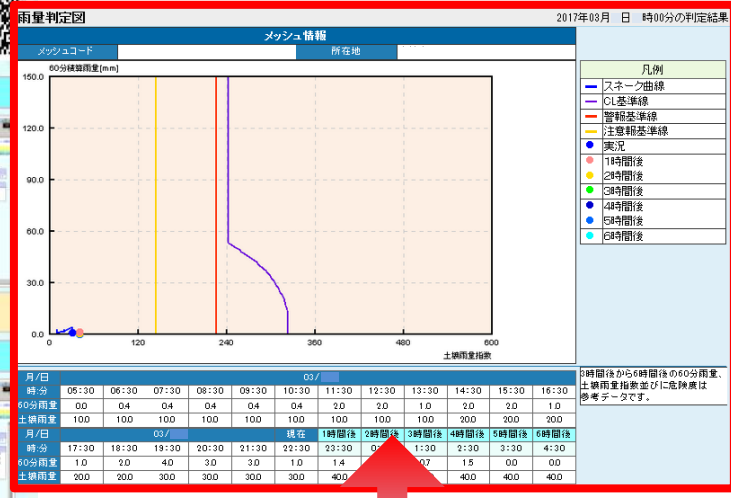
一定期間の雨量データを一覧表示します。

水位観測情報: 画面イメージをクリックすると目的の画面を表示します。

地図上に観測局の位置を示すマークを表示し、水位の危険度に応じて色替え表示します。

最新の水位データを一覧表示します。

一定期間の水位データを一覧表示します。



監視カメラ	ダム情報	洪水予報	砂防情報
静止画像	ダム諸量	洪水予報発表情報	土砂災害危険度情報 NEW
用語の説明	ご利用の際の注意	宮崎県のホームページ	河川課のホームページ

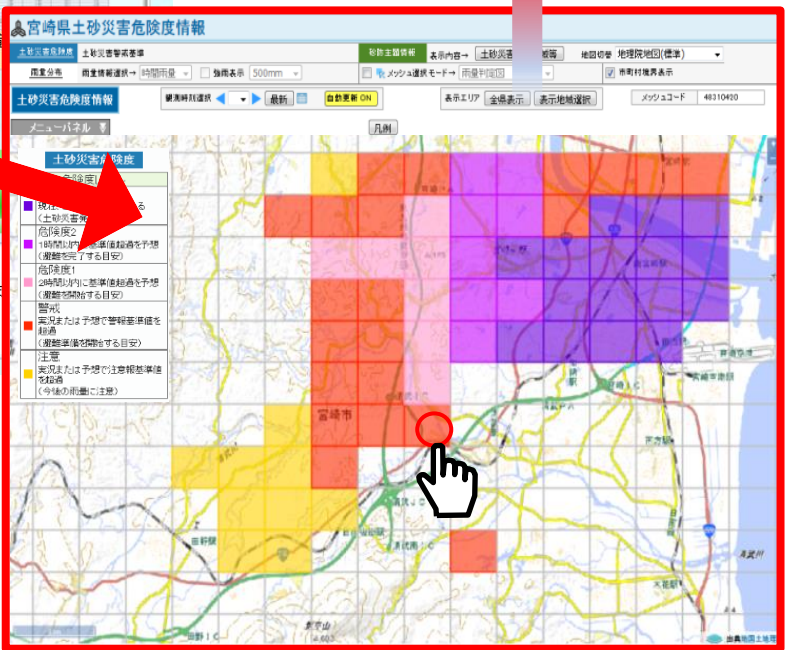
**土砂災害危険度情報**

●本システムのデータは宮崎県県土整備部が観測している雨量・水位・河川流量等のデータに基づいて算出されています。観測値に誤差が生じている場合があります。

●本システムで提供される情報はテレメータから自動的に送られてくるデータで、観測装置に故障等による欠測または異常値が表示される可能性がありますのでご注意ください。

●Internet Explorer11にて動作確認しております。

●JavaScriptを使用しておりますので、JavaScriptを有効に設定願います。



土砂災害の発生する危険度をリアルタイムに確認できます。

# 防災に関するこれまでの取組

## 地区ごとの防災会議や防災訓練の実施

毎年出水期を前に、建設業協会等の防災協力団体や行政関係機関と、災害時における連絡体制、情報伝達方法、資機材の備蓄状況の情報共有・意見交換を実施し、地域の防災体制の確認や、スムーズな情報共有を行うための、顔の見える関係作りを行っている。

また、BCP演習では、毎回テーマを決め、道路規制、施設の緊急点検等を建設業協会等の防災協力団体や行政関係機関と実施し、課題等を確認している。



情報収集・伝達訓練



マルチコプターでの情報収集



衛星回線による伝達訓練



# 防災に関するこれまでの取組

## 土砂災害防止教室・土砂災害防止講座・避難訓練の実施

- **小中学生**を対象とした**土砂災害防止教室**
- **自治会長**を対象とした**土砂災害防止講座**
- **要配慮者利用施設職員**を対象とした**〃講座**
  - ◎ **土砂災害の恐ろしさ**
  - ◎ **前兆現象**
  - ◎ **早期避難の重要性** 等を啓発
- 非常時に備え、**要配慮者利用施設**の利用者と職員を対象とした**避難訓練**を実施



# 防災に関するこれまでの取組

## 宮崎県総合防災訓練

大規模災害発生に備え、災害対策の中核となる災害対策本部の運営が効果的に行えるよう、年間を通じて実践型の運営訓練を体系的に実施し、応急対応に必要な体制の構築を図っている。

また、総合防災訓練を実施し、広域連携体制の確認とともに県民の防災意識の向上を図っている。

### 平成28年度宮崎県総合防災訓練

: 西都・児湯地区で 123機関、約4,500名が参加



本部運営訓練(県庁講堂)



救助活動(高鍋町:小丸川河川敷)

# 防災に関するこれまでの取組

## 防災意識の啓発

大規模災害に対する県民の備えを早急に促進し減災力の強化を図るため、「耐震化(家具の固定を含む)」、「早期避難」、「備蓄」の3つの減災行動を中心に備えの実践について年間を通じて啓発を行うとともに、県民参加型の防災イベント等を実施している。

**宮崎県民災害への備え 100%計画始動**

「災害に備えている人の割合」43.4%  
(平成27年度防災意識調査)

— 巨大地震に備え備蓄を急げ —

巨大地震7 最大津波高さ17m  
避難者数約40万人(仮定)  
上水道断水97% (想定)  
停電率92% (想定)

最低3日間、可能な限り1週間分の  
水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう!

南海トラフ地震などの大規模災害から「命」を守るためには、私たちひとりひとりが災害に備えることが重要です。平成27年度の県民意識調査において「災害に備えている」と回答した人は43.4%であり、災害への備えは十分とは言えません。このリーフレットを活用いただき、早速今日から備えに取り組みましょう。宣戦票は、「災害に備えている県民の割合100%」を目指しています。

宮崎県

備蓄キャンペーン



防災の日フェア

県民一斉 防災行動訓練 **みやざきシェイクアウト**

宮崎県主催 皆さま奮ってご参加ください!

**まず低く DROP!** **頭を守り COVER!** **動かない HOLD ON!**

開催日時 平成28年11月4日(金)午前10時  
※一斉参加が基本ですが、都合にあわせて参加日時を10月/11月のいずれかで実施することも可能です。

訓練場所 それぞれの**自宅・学校・職場**など

シェイクアウトとは?  
2008年にアメリカで始まった地震に備える防災訓練で、ホームページなどを通じて防災の普及啓発を図り、決められた時期に一斉に参加者全員が机の下に隠れるなど、地震から身を守る行動を実施していただきます。自宅や地域、職場などでの日頃の防災対策を確認するきっかけづくりをしていただく、「どどこでも」参加できる手軽な訓練です。

訓練内容 南海トラフ巨大地震(最大震度7)が発生したという想定で、約1分間の地震から身を守る行動を実施。  
※参加者には事前登録が必要となります。事前登録の受付期間中(10月22日～11月3日)は、スマートフォンを起動し、訓練参加アプリを起動し実行します。詳しくはホームページをご覧ください。

参加方法 **要事前登録 (参加費無料)**  
事前登録はインターネットや郵送・FAXで行えます。事前登録も簡単です!

①インターネットによる参加登録  
みやざきシェイクアウト 検索  
携帯電話やスマートフォンからのアクセスはコチラから

②郵送・FAXによる参加登録  
お近くの市役所、町村役場等においてチラシ裏面の参加登録用紙にご記入いただき、次の連絡先までいずれかの方法によりお送り下さい。  
(郵) 〒810-0811 宮崎市橋本2丁目10番1号 宮崎県防災訓練課  
(FAX) 0985-947216

登録期間は8月22日(月)から11月3日(木)まで  
※11月4日より前に訓練を実施する場合は、実施日前までに訓練をおこなってください。  
お問い合わせ先: 宮崎県防災訓練課(電話) 0985-257700 (FAX) 0985-257701 (Eメール) mizaki@pref.miyazaki.lg.jp

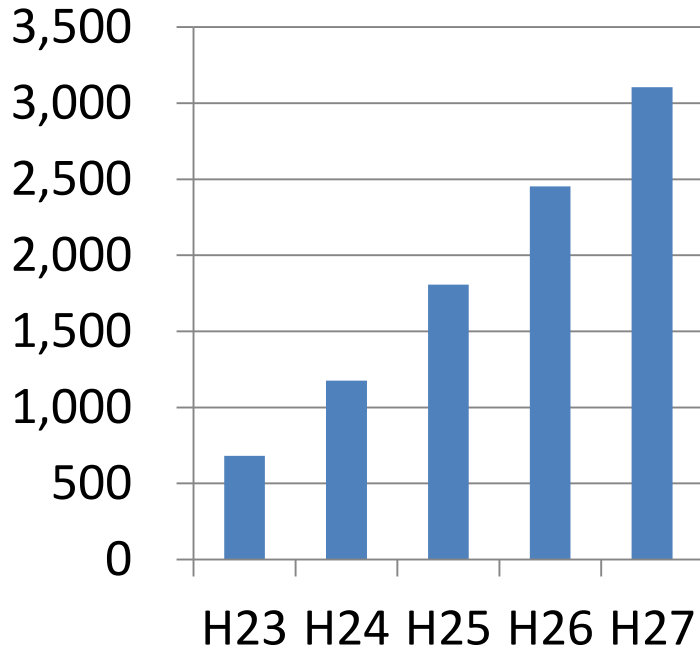
県民一斉防災行動訓練

# 防災に関するこれまでの取組

## 自主防災組織の活動強化

地域の防災力を推進するため、防災士のさらなる養成や能力向上、活動支援に取り組むとともに、資機材の整備等に対する支援を行うことにより、自主防災組織の活動強化を図っている。

### 県内の防災士数



自主防災組織 自治会集会 学校(PTA)の防災教育 企業研修 等にご利用ください。

平成  
28  
年度  
**宮崎県防災士  
出前講座**

県内のご希望の会場に**防災士**を派遣し、**体験学習**や**講演**を中心に**防災・減災**についての講座を開催しています。

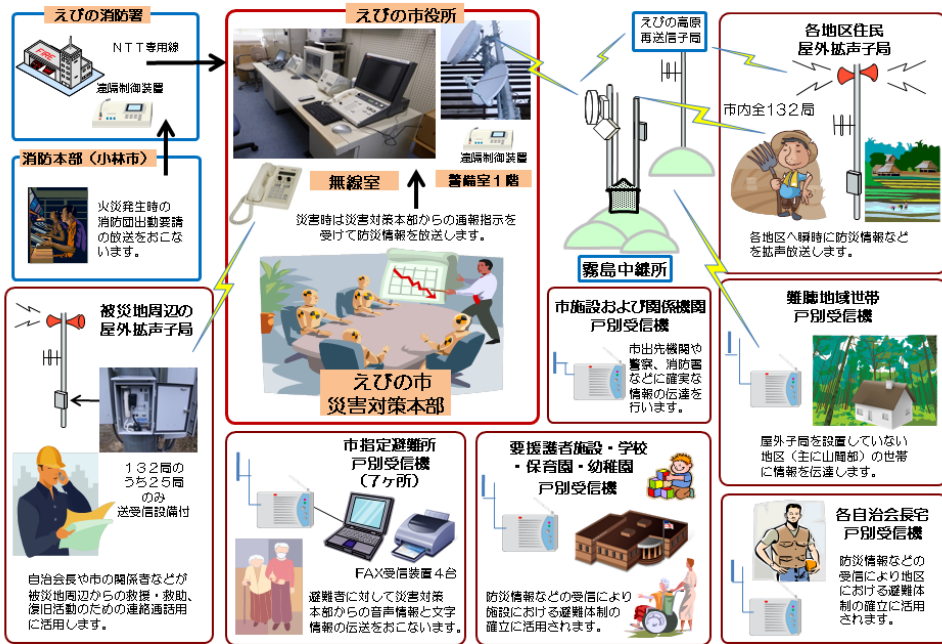
# 防災に関するこれまでの取組

## えびの市の防災への取り組み

気象警報の発令や避難指示・避難勧告等の住民発令をより迅速かつ正確に住民に伝えるための手段として、防災行政無線を活用している。

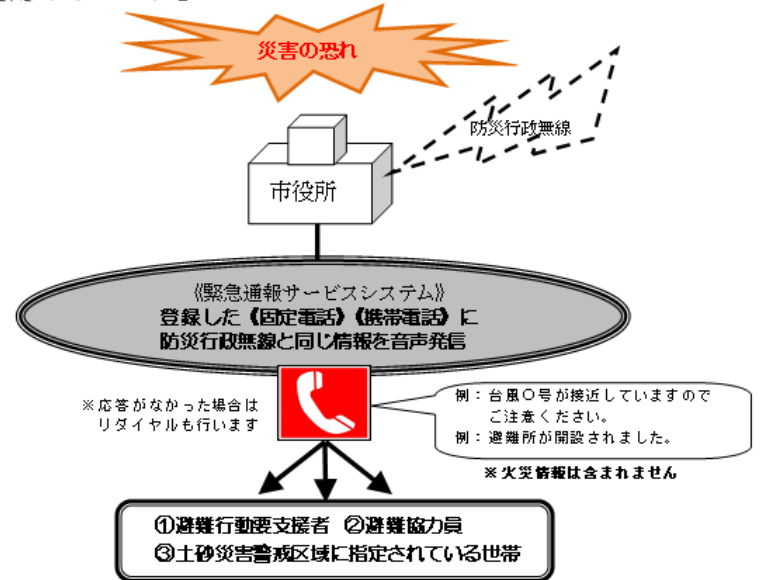
また、NTTネオメイトが提供する「緊急通報サービス」を活用し、災害時避難行動要支援者及び避難協力員などへ音声情報を発信している。

えびの市同報系無線放送施設活用イメージ図



## 緊急通報の活用イメージ図

【運用のイメージ】



## えびの市防災行政無線の活用イメージ図

# 早急に実施する取組

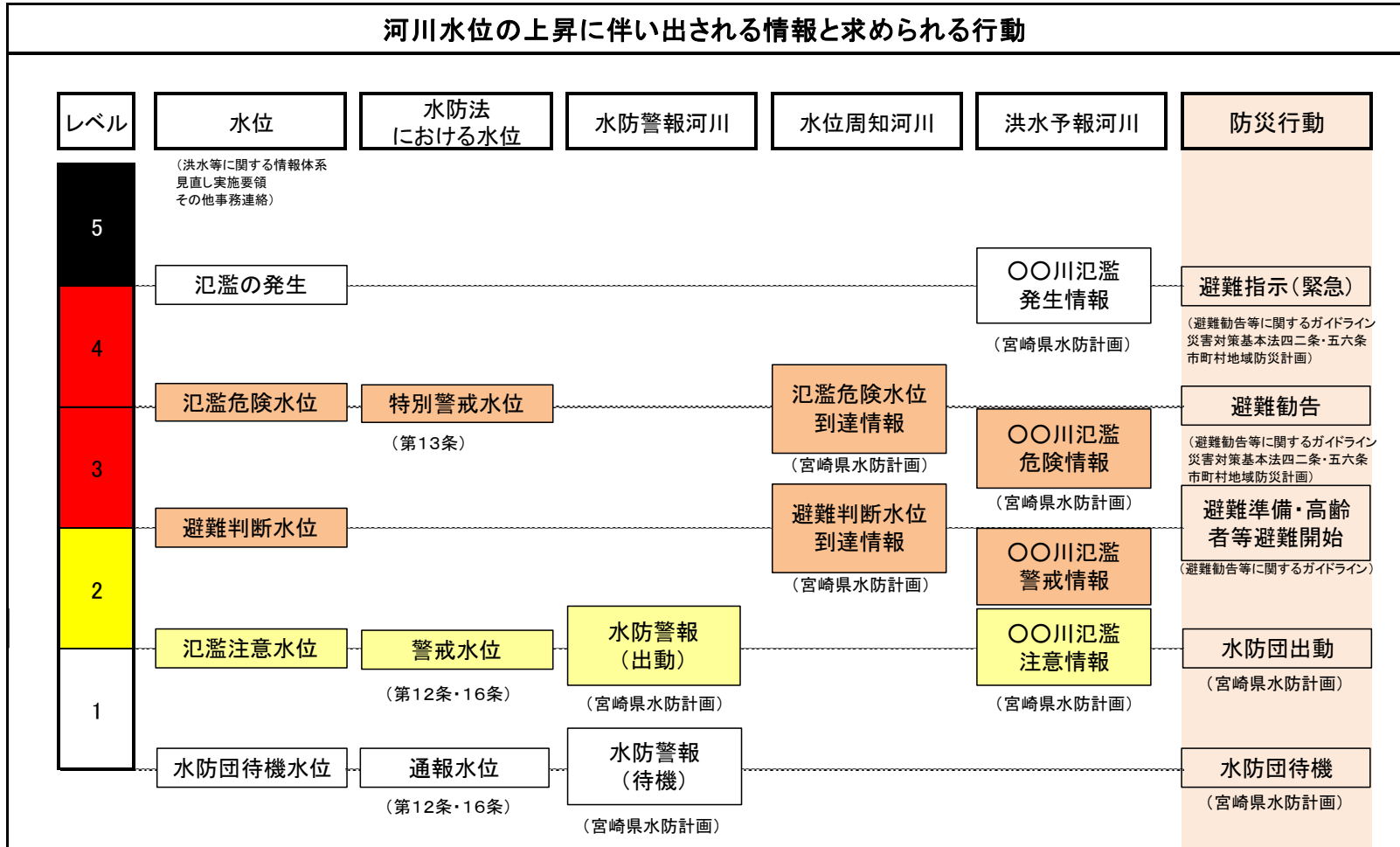
---

# 早急に実施する取組

## 課題

様々な防災情報が、複数の法・基準・ガイドラインにより出されており、出された情報により取るべき行動がわかりにくい。

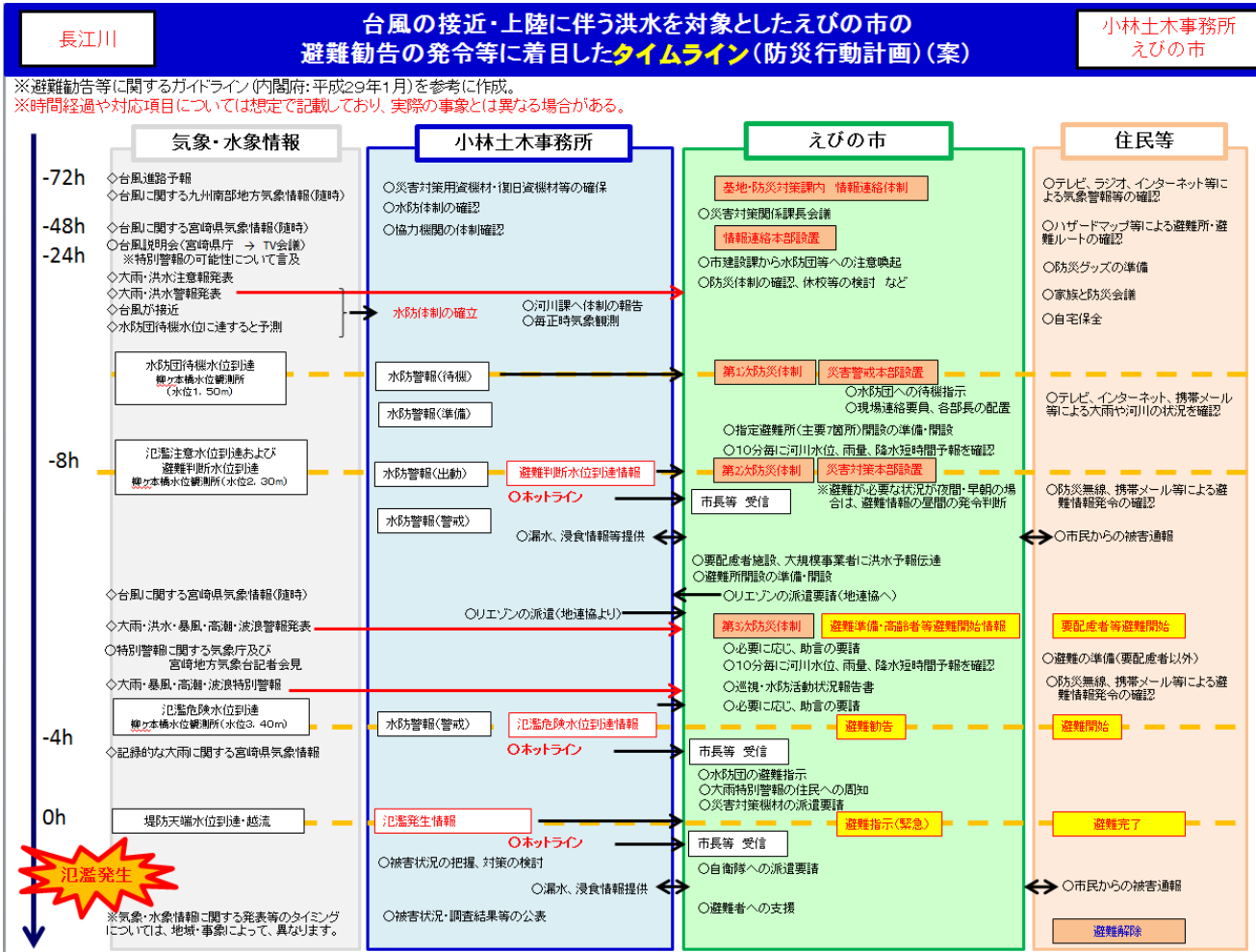
河川水位の上昇に伴い出される情報と求められる行動



# 早急に実施する取組

## タイムラインの整理

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画を作成し先を見越した防災行動に繋げるとともに、防災行動の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐ。



避難勧告等の目安となる水位情報を発表している河川

小林土木事務所管内「水位周知河川」  
○長江川(えびの市)  
○岩瀬川(小林市)  
○本庄川(小林市)

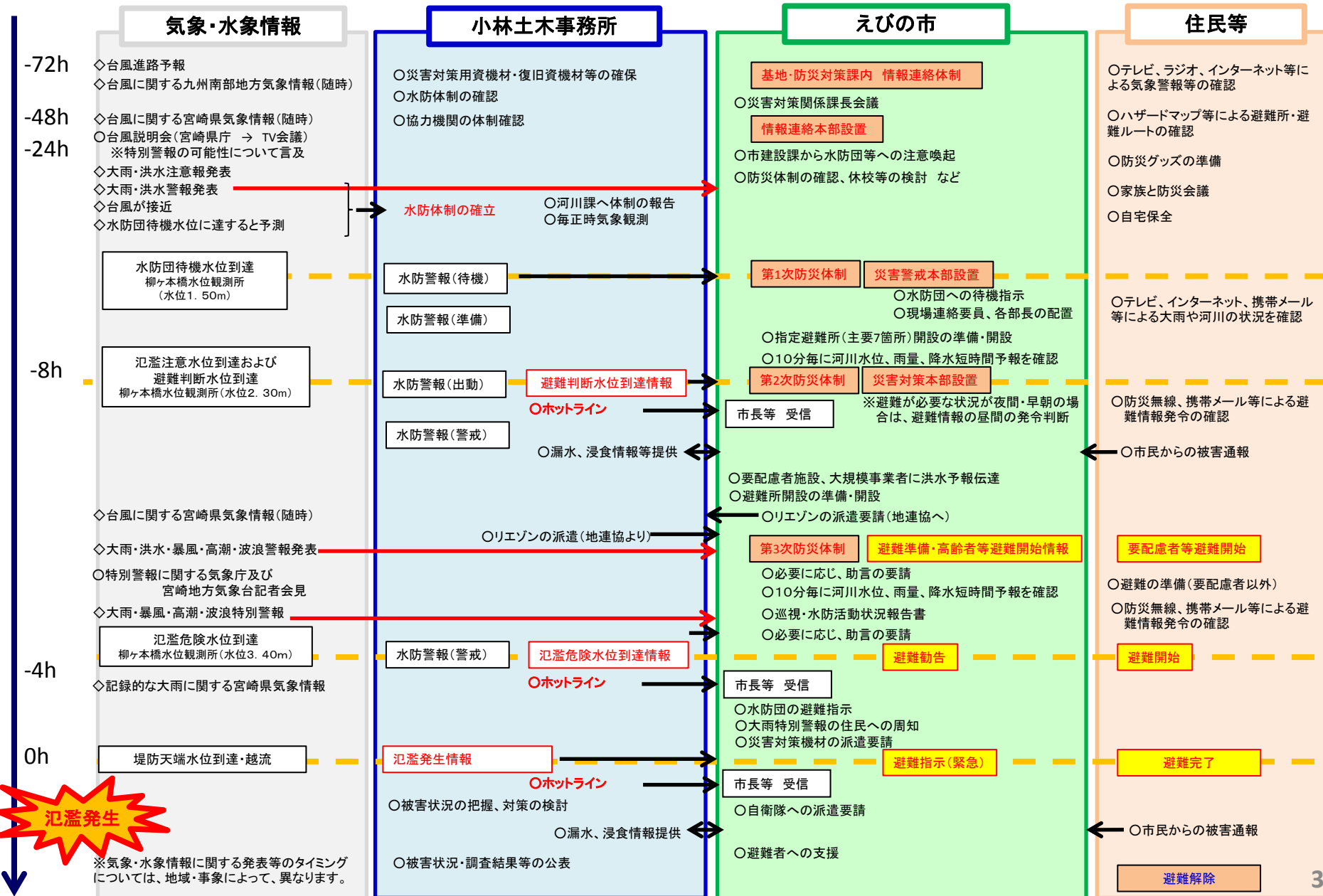
洪水を対象としたタイムラインと土砂災害対象としたタイムラインの2種類を作成する。





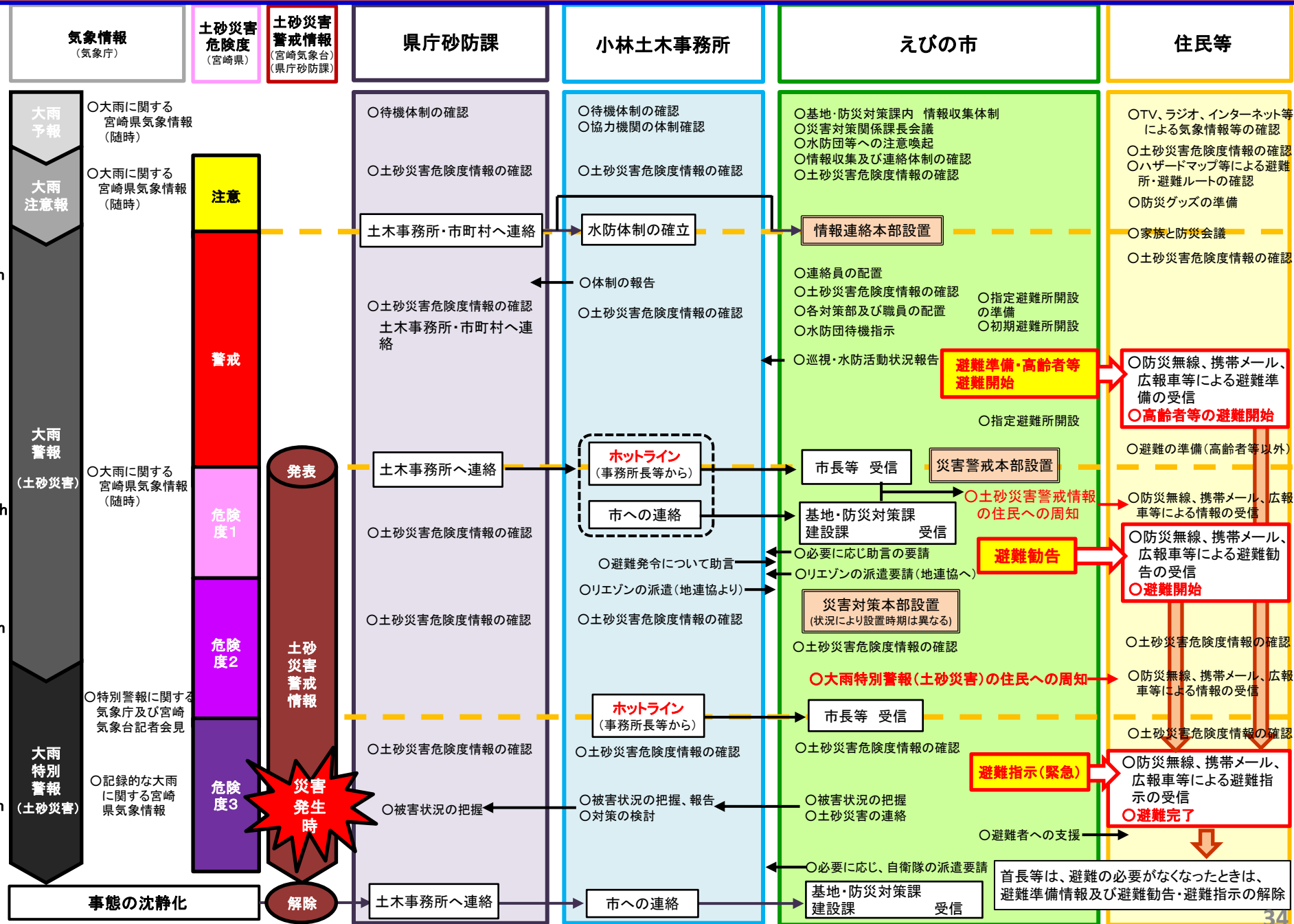
# 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象としたえびの市の 避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府:平成29年1月)を参考に作成。  
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、実際の事象とは異なる場合がある。



# 土砂災害を対象としたえびの市の

## 避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(案)



# 早急に実施する取組

## ホットラインの構築

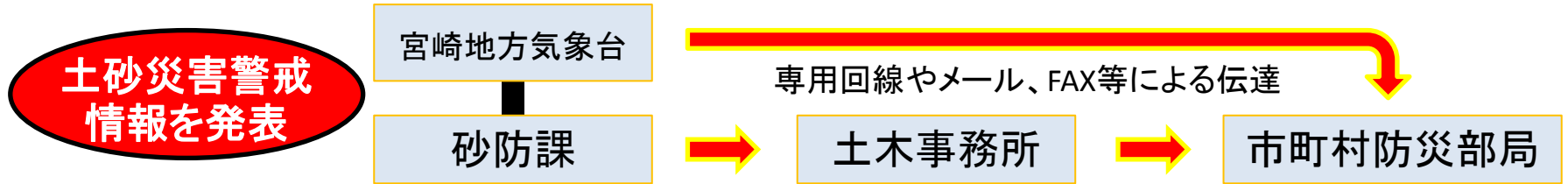
避難勧告等の発令が遅滞無く行われるよう、洪水時における避難判断水位到達などの河川情報を通常の伝達系統に加えて河川管理者である土木事務所から関係市町村長など避難判断の発令者に直接電話等で伝えるホットラインを構築する。



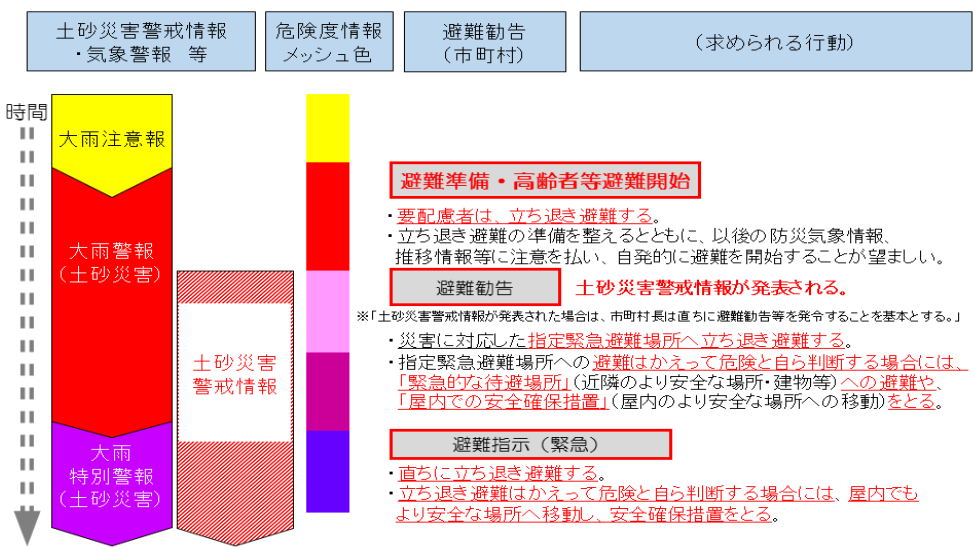
# 早急に実施する取組（砂防課）

## ホットラインの構築（土砂災害に関して）

市町村長が避難勧告等の災害応急対応等を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を発表した段階で、警戒対象地域となる市町村を管轄する土木事務所から当該市町村長など避難判断の発令者に、直接電話等で伝えるホットラインを構築する。



### （参考）気象警報等と避難勧告等の発表のタイミングイメージ



※避難勧告等の判断基準設定の一例は、内閣府 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成29年1月）を基に作成  
URL: <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

# 早急に実施する取組

## ホットラインの構築

どの情報を、誰が誰にどのように連絡をするかを事前に決めておき、事象発生時に直接連絡を行う。

### 長江川の河川水位の通報に関するホットライン

事象	発信者	発信者（代理者）	受信者	受信者（代理者）
避難判断水位超過	小林土木事務所長	総括次長	えびの市長 （携帯）	副市長 （携帯）
氾濫危険水位超過	〃	〃	えびの市長 執務室直通電話	副市長 執務室直通電話
氾濫発生	〃	〃	〃	〃

### 土砂災害警戒情報等発令に関するホットライン

事象	発信者	発信者（代理者）	受信者	受信者（代理者）
土砂災害警戒情報発表	小林土木事務所長	総括次長	えびの市長 携帯	副市長 携帯
土砂災害 <b>危険度3</b> 超過	〃	〃	えびの市長 執務室直通電話	副市長 執務室直通電話

## 第2回協議会（平成29年度内）

### 1) 課題の抽出

地域の特色や、災害の形態、災害時の問題点を整理し課題を抽出する。

### 2) 目標の設定

地域が目指す将来像・目標を設定する。

### 3) 対応方針の決定

目標を達成するための対応方針を決定する。

### 4) 計画の策定

対応方針を踏まえ、実施内容の達成度がわかるよう、具体的な実施計画を定める。

## 第3回協議会以降（平成30年度以降）

### 1) フォローアップ

各関係機関が取り組む内容が達成できるよう協議会委員同士において、支援・協力を行う他、**毎年一回以上協議会を開催**し、進捗状況を共有するなどフォローアップを行い、必要に応じて計画の見直し等を行う。